

小野梓の階層認識

「中等人」の実像とその再評価

石 堂 彰 彦

1. 問題意識

1881（明治14）年末に小野梓が執筆した「何以結_レ党」という文書に、次のようなよく知られた一文がある。

我党は中等人の属望を得るを勉むべし。必ずしも上等人の属望を要せず。又必ずしも下等人の属望を要せず⁽¹⁾

「何以結_レ党」は、立憲改進黨の設立に際して、のちに党首となる大隈重信の「基本的了解を得た」⁽²⁾とされる事実上の結党方針宣言書である。上記引用文にある「中等人」は、改進黨のブレーンとして活躍した小野の思想を論ずる際に、しばしば引き合いに出されることばであり、ここに小野の階層認識が集約的に表現されている。本稿の目的は、小野が構想したこの「中等人」像を、当時の社会構造に照らして可能なかぎり具体的に描出し、それを同時代の言説のなかに位置付けることによって、小野の階層認識の意義を再検討することにある。

小野が言論活動を展開した1870年代から80年代、すわなち近代初期の日本は、政治制度から生活環境に至るまで、あらゆるものが近代化の波にさらされていた。人びとの階層構造もその例外ではない。近世の身分関係が、近代的階級・階層構造へと置き換えられる過程は、人びとの抵抗や混乱、政治的思惑が絡み合う複雑な道程でもあった。この時期が「社会的階層秩序の空白期」⁽³⁾と称される所以である。

こうした階層構造の変動期においては、人びとの階層認識も流動的かつ多様なものとなる。この時期の階層認識に関しては十分な研究があるとはいえない状況だが、たとえば1870年代の民衆向け新聞である“小新聞”に現れた階層認識については、すでに拙稿で検討した。そこでは、1877（明治10）年を境として、人力車夫や職人が「下等社会」と呼ばれるようになる過程を論じた⁽⁴⁾。また「中等社会」については、おもに政治的主体としての「国民」像の問題として、福沢諭吉や徳富蘇峰といった知識人を中心に論じられてきた。たとえば福沢の場合は、「国の独立」を担う階層としての「ミツヅルカラッス」と「学者」や士族の関係が、蘇峰では「田舎紳士」と「中等民族」の関連などがしばしば取り上げられている⁽⁵⁾。

そして小野梓についても、彼が政治的主体＝国家を担う主体と位置付けた階層と、「中等人」の

関係をめぐって議論が展開されてきた。その具体的な内容は次章以降で検討するが、ここでは本論にさきだって、小野が政治的主体としてどのような階層を想定していたかについて、先行研究を概観しておきたい。

まず、改進黨の機関紙として位置付けられる『郵便報知新聞』『東京横浜毎日新聞』の言説を分析した江村栄一は、「全体的にみれば、改進黨は、非特権商人も含めて都市の商工業者の利益を代弁した」⁽⁶⁾と結論づけている。栄沢幸二はこの結論を引用しつつ、こうした傾向をもつ改進黨の「イデオログ」として小野を捉えている⁽⁷⁾。

政治思想の面では、鹿野政直が、デモクラシーとナショナリズムの観点から小野の思想を概観し、「小野の論理は、“有産者”の論理」「平民＝ブルジョアジーの論理」であったとする。「有産者」「平民」の具体的な職業としては、「農工商ノ三民」⁽⁸⁾という小野の言葉を引用している。また澤大洋は、小野の国民像は「近代ブルジョアジー階級の中産市民層を想定」し、「プロレタリアート階級としての人民大衆を否定」⁽⁹⁾したと述べている。

経済思想については、間宮國夫が、『読売新聞』に掲載された小野の論稿を分析し、「小野の所論の基調をなしているのは……政府の保護干渉政策の排除と租税負担の軽減要求を内容とし、都市中小ブルジョワジーを中心とした階層の立場を代弁するものであった」⁽¹⁰⁾と論じている。間宮は同時に、後述する吉井蒼生夫の結論を引用しつつ、「小野が救治の対象として照準した階層は……総じて小野が新しい日本の担い手として期待した「農工商三民」＝「平民」であった」⁽¹¹⁾とも述べている。

このようにさまざまな視角から、小野や改進黨と階層の関連が論じられてきた⁽¹²⁾。総じていえば、小野が政治的主体として想定していたのは、「農工商」を中心とした「ブルジョアジー」であったということになる。本論で取り上げる先行研究においても、同様の結論を前提ないしは再確認しており、これは定説といってよい。そこで以下ではこの結論を足掛かりとして、小野の階層認識について検討していく。まず第2章で、「農工商」と「中等人」との関連について、先行研究を整理したうえで従来とは異なる視点から再検討する。続く第3章では、第2章での結論を受けて、「中等人」＝「農工商」という構図が、同時代においてどのような意義を有したか、社会構造や当時の言説とのかかわりにおいて明らかにする。

2. 「中等人」と「農工商」

2-1 「中等人」に関する先行研究

小野が政治的主体として期待した「農工商」が、小野の述べた「中等人」とどのような関連があるかについては、すでにいくつかの論及がある。

小野の言説を検討した吉井蒼生夫は、「小野は、近代日本の国家形成、ならびに経済的・社会的自由にもとづく新しい社会関係の中心的担い手を、「農工商の三民」＝「平民」層に見出し、彼

らに期待した」と述べる。そして「何以結_レ党」において、小野が「党の社会的基盤を「中等人」におくことを主張した」ことに言及したうえで、「このように小野が語りかけ、新しい日本の国家・社会の担い手（権利の主体・立憲国民）として期待するのは、「農工商の三民」＝「平民」＝「中等人」であり、賤民・貧民は少なくとも直接の対象には入っていない」⁽¹³⁾と、「農工商の三民」＝「平民」と、「中等人」とを三段論法のように結び付けている。

小野の「中等人」については吉井以外も触れている。中村尚美は「改進黨の結成にあたっては...都市ブルジョアジーや学者・老成家・地主などいわゆる「中等人」がその階級基盤として求められていた」⁽¹⁴⁾とする。また栄沢は、「都市知識人や農工商の「中等人」(平民)」⁽¹⁵⁾と、吉井とほぼ同じことを述べている。

このように小野の言説から、「中等人」とは「農工商」「都市ブルジョアジー」であったと論じられている。しかしたとえば吉井の議論は、あくまでも論理的に「中等人」が「農工商の三民」＝「平民」であることを主張するものであった。のちに小野に関する研究動向を整理した木下恵太は、吉井の上述のような構図を「興味深い」として、「農工商の三民」「平民」と「中等人」、さらには「立憲国民」.....の関係が問題になってこよう」⁽¹⁶⁾と述べている。木下がこのように述べた背景には、「農工商の三民」「平民」と「中等人」の関係についてさらなる論証が必要である、という認識があるように思われる。さらに、前章で述べたように間宮が吉井の結論を引用しているが、そこで間宮は吉井の「農工商の三民」＝「平民」＝「中等人」という構図から、「中等人」をのぞいて引用していた。このことは、間宮が吉井の「中等人」の定義になんらかの疑問を抱いていたことを示唆するようにも思われるのである。

そして実証的研究では、かならずしも小野の言説にもとづく研究とは一致しない結論が導き出されている。安在邦夫は、改進黨結党後に小野の遊説を招聘した人びとの階層について、当時の紀行文に残された記録にもとづいて、「名望家層・豪農商層」「戸長・県会議員層」⁽¹⁷⁾であったと指摘している。大日方もまた、全国各地における改進黨の懇親会への参加者や、党员・賛同者の記録から、府県会議員の選挙権・被選挙権を持つ者が多かったことを指摘している。大日方はさらに、改進黨が「中等人」として依拠しようとした具体的な階層は、このような人々であったのではないかと推定し、改進黨は「自由党に比して相対的に上層の豪農商クラスで、しかも知識・名望を兼備したものを、党员として獲得していた」⁽¹⁸⁾とも述べている。

これらは実際に小野の演説を率先して求め、あるいは改進黨の党员・支持者となった者から推定された階層であり、「中等人」の具体的な階層を示すものとして否定しがたい説得力をもっている。しかし「中等人」の階層に関するこうした結論の相違は、それが小野の言説にもとづくか、それ以外の史資料にもとづくかによるようにも思われる。

そして以上のような研究に続いて、勝田政治がさらなる議論を試みている。勝田は、小野が「士族や豪農・豪商よりも下層の民衆を含めて、政治的主体として位置付けた」ことを指摘し、一方で「中等人」が、安在や大日方が指摘したように名望家や豪農商であることについては「異論はない」

と述べる。そして小野が論じた「立憲国民」(政治的主体としての人民に必須の6つの性質を有する存在)などについて検討したうえで、やや唐突に「小野が想定する立憲国民は「中等人」である」とする。さらに「小漢貧民」=「賤民」を除外する制限選挙制を小野が主張したことに触れて、「小野が立憲政治の担い手として想定した「人民」=民衆は、「小漢貧民」=「賤民」を排除した「中等人」であった」⁽¹⁹⁾と論じている。

勝田も吉井と同様に、小野の言説を検討することを通じて、「中等人」は豪農商より下層の民衆層も含むという結論に達している。たしかに小野は、勝田が述べるように、「賤民」をのぞいた「民衆」が政治的主体であることを主張した。しかしそれが同時に、小野の述べた「中等人」でもあるといえるかどうかについては、依然として疑問が残る。さきの吉井の議論にくらべれば、勝田は小野の言説を詳細に検討しており、より説得力のある論証ではあるが、政治的主体としての「民衆」と「中等人」とを結びつける論理に、若干の飛躍が感じられるのである。

このように小野の「中等人」をめぐる、従来さまざまな議論が行なわれてきた。しかしいずれも、「中等人」と「民衆」「農工商」の間に存在する溝を埋め切れていない。むしろその最大の原因は、これは十分に強調しておく必要があるが、小野自身が「中等人」とは「民衆」「農工商」であると論じた文章が現状では発見されていないことにあり、先行研究はそうした限界のなかで小野の「中等人」像を模索してきたのである。それゆえに先行研究の問題点を単に批判するだけであれば、それは生産性のない無益な行為である。そこで次節では、「中等人」がどのような階層を指していたかについて、従来論じられることのなかった側面から検討することで、「中等人」=「農工商」という構図を検証することにしたい。

2-2 『読売新聞』の読者層と「中等人」

小野は1884(明治17)年1月から1886(明治19)年1月までの約2年間、『読売新聞』(以下『読売』と略記)の社説に相当する「読売雑譚」欄に数多く寄稿している。小野が『読売』に執筆することになったのは、旧知の『読売』社長・子安峻の依頼によるとされている⁽²⁰⁾。『読売』には子安以外にも、小野と何らかの接点があった人物が多い。たとえば1879(明治12)年から数年間「読売雑譚」を執筆した加藤九郎は、子安とともに共存同衆のメンバーであり⁽²¹⁾、改進黨員であった成島柳北は、「読売雑譚」への寄稿が小野と一時期重なっている。このように『読売』は、この時期に事実上改進黨の機関紙となっており、小野が『読売』に執筆することに不自然な点はない。

だがここで注目したいのは、『読売』の読者層である。いわゆる「婦女童蒙」の教えとなるべく1874(明治7)年に創刊された『読売』は、その初期の段階では「東京の商人を中心にかなり幅広い読者」⁽²²⁾を抱えていた。その後1879年の「読売雑譚」欄の創設など、『読売』の紙面は士族や豪農商をおもな読者とする“大新聞”の紙面に次第に接近し、それとともに読者層にも変化が生じたことが推測される⁽²³⁾。それでも1884年には「本社に備へたる会計帳簿を按ずるに看客多く八

初発の頃より今日まで引続き所謂定得意と称する者半ばに過ぐ」(『読売』1884.11.2)といわれたように、読者の過半数は初期の頃からの読者であり、商人を中心とした平民が読者の多くを占める構造には変化がなかったと考えられる。

こうした読者層をもち、かつ大新聞以上の読者数を誇った⁽²⁴⁾『読売』への執筆依頼は、「農工商」の「平民」に期待をかける小野にとって望むところだったといえよう。そして『読売』へ寄稿した小野の意図は、「読売雑譚」に最初に掲載された次の文章によって、余すところなく語られている。

あれ聞きたまへあの声を。実に惨まじく聞えける。何の為めとて去る年の、秋の頃より今にかけ、途絶えも更にあらたまの、年の首^{はじめ}になりつれど、旧^もとのままなる声々は、実にも悲しく聴えける。……百姓衆と商人と、職人達のかくまでに、衰へければ世の中が、何処となしに蕭^{さび}れ来て、年の首の祝にも、睦^こび喜ぶことならず、去^こ冬の嘆をそのままに、続け侍るぞ嘆かはし(「不景気の歎」1884.1.12.)⁽²⁵⁾

小方デフレによって収入の道を断たれつつあった「百姓」「商人」「職人」すなわち「農工商」の苦境を詠んだものである。これはもちろん『読売』の読者層を意識したものでもあただろう。加えて、このような七五調など庶民になじんだ形式で文章を綴り、自らの思想を伝えようとするのは、たとえば早くは福沢諭吉の『世界国尽』(1869年)、近くは植木枝盛の「民権数え歌」(1878年)にみられるように、民衆層に訴えかけようとする知識人の常套手段のひとつでもあった。『読売』における小野の第一声は、「農工商」に期待をかける小野の意気込みを端的に示すものだったのである。

むろん小野が「農工商」をセットにして言及することは、これ以前にもしばしばみられたことである。次章で検討する選挙権の付与条件に関する議論にも現れるが、それ以外にもたとえば1882(明治15)年の「勤王論」において、「満堂の諸君は其財産を安着し、安心して商売に従事し、安心して農業に従事し、安心して工芸に従事し、他人の妨碍を受くることなきを欲するならん」⁽²⁶⁾と論じている。『読売』における小野の他の論説においても、「或は農作に身を入れ、或は商売に心を委ね、或は職工等に我が力を用ふる」⁽²⁷⁾と述べている。小野が『読売』に寄稿したことは、終始変わる事のなかった小野の「農工商」への期待の表出だったのである。

そして「何以結^く党」において、小野が結党の目的のひとつとして掲げたのは、「中等人の属望を得る」ことだった。その目的は、安在や大日方が論じたように、小野自身の遊説によって、「中等人」に直接訴えかけることで実現されつつあった。しかし演説だけでなく、新聞を通じた言論も、小野にとって「属望を得る」ための手段であり、両者は相補的關係にあった。それは小野が病気のためにキャンセルした演説の草稿を、『読売』に5回にもわたって連載したことからも了解されよう(「商家の位置、商業の関係」1884.5.1.~5.10.)⁽²⁸⁾。そしてこのことは、小野が『読売』読者を「中等人」と捉えていたことを物語っているように思われる。「中等人」である演説の聴衆と『読売』の読者層が、完全に同一とはいえなくとも一部は共通であると小野が考えていたからこそ、演説文を『読売』に掲載したのではないだろうか。

加えて小野は、「中等人」と『読売』読者の関連を示唆する論稿を、『読売』に書き残している。それは「外教勢力を我邦に張るを得ず」と題された一文で、そこで小野は「下等」と「中等以上の人民」に次のように言及している。

我邦人の智力漸く外教を信依すべきの時期を經過し、夫の^か下等の愚夫愚婦を除くの外オーロルド (Oh Lord) 若くはアーメン (Amen) の声を唱る者なく、外教の力微弱にして振はず……後日外教をして我が政治世界と我が学問世界を攪乱せしむるの憂へなきを信ずるなり。唯だ吾人が甚だ気の毒に感覺したるものは、夫の熱心なる耶蘇宣教師にして殊に日本の国情に迂遠なるの一事、是なり。常時宣教師が力を下等貧^{ひんく}の人民に尽し、是れより教化を始めんとせしは、畢竟欧羅巴の想像を其儘に東洋に行はんとせしものにして、東洋と西洋との人情如何を觀察せざるの甚だしきものと謂^いべし。西洋に在ては下等人の勢力甚だ強大なるも、東洋にては全く之に反せり……苟^いも其教化を^い上げんと欲せば、其国に在て最も有力なる者の信仰を博せざるを得ず。然るに宣教師等之を察せず、東洋に在て勢力の最も弱き下等社会に誘導の事を依頼せしとは、実に東洋の人情に迂遠なるものと謂はざるを得ず……嗚呼我が中等以上の人民は既に外教を信依すべきの時期を經過せり。宣教師何等の手段を以てするも、必らず斯の人の心を奪ふを得ざるべし。若し偶^{たま}まバプタイズ (洗礼) を受けクリスチャン ネイム (耶蘇教徒に命ずる名) を奉ずるものあらば、此人は必らず為めにする所あつて然るものにして、蓋しシンプル (罪業ある) の人なるべし (1884.5.25.)⁽²⁹⁾

本稿の関心に沿って要約すれば、「西洋」では「勢力甚だ強大なる」「下等人」を教化することで「政治世界」「学問世界」に影響をもつことができる。しかし「東洋」では「下等社会」は「勢力の最も弱き」存在であり、「宣教師」が「下等社会」に信仰を説くことは無意味である。信仰拡大のためには、「其国に在て最も有力なる者」を教化しなければならないが、「我が中等以上の人民」はもはや教化されることはない、ということである。

それが事実かどうかはともかく、小野はこの論説によって、『読売』の読者が教化される事態を望んでいないというメッセージを、言外に読者に伝えようとしたのではないか。たとえば「下等社会」について、「愚夫愚婦」「貧^{ひんく}の人民」とことさらに無知や貧困を強調することは、新聞を購読するほどのリテラシーと経済的余裕のある読者は、「下等社会」ではないという意味のメッセージとなる。また、「下等」に対しては「夫の下等の愚夫愚婦」と「夫の」を付して「下等」を対象化する一方で、「中等以上」については「我が中等以上の人民」と、“われの”“われわれの”という2つの意味をもつ「我が」という所有代名詞⁽³⁰⁾を加えることで、書き手と読み手が同じ「中等以上」に属するという意識の喚起を意図しているといえる。加えて、「中等以上の人民」でキリスト教に帰依した者は、「必らず為めにする所あつて然るものにして、蓋しシンプル (罪業ある) の人」であるという文言は、読者が「中等以上」であれば、キリスト教を信仰するような「罪業」はよもやないだろうという警告文となっている。

つまり小野は、『読売』読者すなわち「農工商」が「中等以上の人民」であることを前提とし、

あるいはそうした意識を読者がもつことを期待して、この論説を執筆したと考えられるのである。

そしてこの論説において、「其国に在て最も有力なる者」が「中等以上の人民」を指していることとはいうまでもないだろう。とすれば、「最も有力なる者」＝「中等以上の人民」＝「農工商」という関連も自ずから明らかである。だが、「最も有力なる者」とは、どのような意味において「有力」なのだろうか。

実はこの論説とほぼ同じ趣旨の文章を、小野は書き残している。それは本稿冒頭に掲げた「何以結_レ党」である。重複するが、さきに示した一文とあわせて以下に引用する。

我党は中等人の属望を得るを勉むべし。必ずしも上等人の属望を要せず。又必ずしも下等人の属望を要せず。按ずるに、泰西諸邦に在つては大抵下等人種の属望を得るを以て政事家の秘訣なりと為す。然れども我邦今日の事情、自から泰西各土と同じからず、中等の人種、今現に日本の輿論を制す。故に我党は此種族の属望を得るを勉むるを切なりとす。顧ふに我党にして能く中等人種の属望を負ひ漸く之を涵養するをせば、之を以て上下二種の属望を誘致するを得、之をして我が用たらしむる事、吾れ甚だ難からざるを信ず⁽³¹⁾

「政事家」と「宣教師」の違いはあるが、「下等人種」が「泰西諸邦」において勢力をもつという点は、『読売』の論説と同一である。「我邦今日の事情、自から泰西各土と同じからず」という一文も、『読売』における「東洋にては全く之に反せり」などに一致する。そして「中等の人種」が「日本の輿論を制す」という部分は、『読売』の「中等以上の人民」＝「最も有力なる者」という構図にぴたりと重なっている。

このように、『読売』に掲載された「外教勢力を我邦に張るを得ず」と、「何以結_レ党」の一節は、繁簡のちがいはあるが、その骨子において同一といってよい。そして異なる2つの時期に執筆された同内容の文章に、「中等人」と「中等以上の人民」という2つのことばが同じ位置付けで用いられているということは、その2つのことばの含意もまた同じと考えることができる。すなわち『読売』における「中等以上の人民」が、『読売』読者すなわち「農工商」を指すならば、「何以結_レ党」の「中等人」もまた、「農工商」を意味するといえる。とすれば、「何以結_レ党」の「下等人」が、『読売』で「下等の愚夫愚婦」「下等貧窶の人民」と呼ばれた存在であり、それが「農工商」よりも下層の民衆であることも明らかである。

ここまで、先行研究が小野の言説を通じて指摘した「中等人」＝「農工商」という構図を再検討してきた。むろん本節で用いた方法は実証的方法ではない。しかし小野が寄稿した『読売』の読者層と、『読売』において小野が用いた「中等」ということばの2つを手がかりとして、「中等人」の階層を探る方法は、従来とは異なる視角にもとづくものであったといえよう。そしてこの方法によっても、「中等人」＝「農工商」であることが確認された。すなわち小野が「農工商」を「中等人」と考えていたことは、ほぼ疑いがないと結論してよいと考えられる。

3. 「中等人」の歴史の実像

3-1 「中等人」と「下等人」の境界

前章で検討したように、小野が政治的主体として期待した「農工商」は、小野によって「中等人」と呼ばれる存在でもあった。本章では、この「中等人」＝「農工商」という構図の意義を、当時の社会構造や言説に照らし合わせることによって、現在の視点からではなく、同時代の視点から再検討する。

そこでまず本節では、「中等人」＝「農工商」と、「下等人」＝「貧民」「賤民」との間の境界を小野がどこにおいていたかについて、小野の言説をもとに検討する。それによって、「中等人」の輪郭をより明確に捉えることができるだろう。そして明らかとなったその輪郭を、次節において、実際の社会構造に対照させることとする。

では小野は、民衆をどのような存在として捉えていたか。たとえば「論_通常之教養_」(1875年)では、民衆教育のありかたについて、次のように論じている。「教養」は「国家政治の要」であり、人びとが必ず身に付けなければならない。しかし、「教養の書」を「外邦の語」によって記せば、「中等以下の民」は読むことができず、「無智」に沈潜してしまう。また、「和漢混用」にも問題がある。しかし「本邦三千万民」のうち「国字」を知る者は「其の半を過ぎ」、「農工も亦た往々之を曉る」のであるから、「国字単用」すなわち仮名のみで「教養の書」を作るのが最も「公益の旨」に近い。そうすることで、「父兄」は「子弟」を教育することができるようになり、「子弟」もまた専心して学ぶことができるだろう⁽³²⁾。

このいわゆる「国字単用」論で、小野が「農工」とのみ述べ、商人に触れていないのは、商人は帳簿をつけるなどの職業柄、すくなくとも仮名は読めるだろうという認識が前提にあった可能性もある。いずれにせよ、仮名すら読めない「農工」よりも下層の民衆についての対策は何も述べていない。その一方で、「教養の書」を仮名で作成すれば、仮名を読める「農工」「中等以下の民」は、次第に「教養」を身に付け成長していこうという、小野の期待を読み取ることができよう⁽³³⁾。

小野が民衆に言及するときは、このように「中等以下」といったことばをしばしば用いている。しかし具体的な職業に触れるときは、上述の「農工」といったように、「農工商」以外を挙げることはまったくといっていいほどない。このことは、小野が政治的主体としての「農工商」に期待したことにも関連すると思われる。そして「農工商」とそれ以下の階層との境界は、ここではさしあたり仮名を読みうるかどうかにあるといえる。とはいえ小野は、「中等人」と「下等人」の境界線をより明確に提示した議論を行っており、それが次に述べる選挙権についての一連の論稿である。

小野が選挙権について論じたものには、「読詔余論」(1875年)、「国憲論綱(稿本)」(1876年)、「議案批評 三新法」(1879年)、『国憲汎論』中巻(1882年)などがある。この選挙権の問題については、地方自治の観点から阿部恒久が論じている。阿部は「小野梓の地方自治制論は1882年ごろを境に変化している」⁽³⁴⁾と指摘し、「議案批評 三新法」までの論稿を前期、『国憲汎論』を後期と

して検討しており、本稿でもこの区分に従うこととする。

小野は前後期一貫して制限選挙を主張し、「矮屋の愚漢」「陋巷の貧民」⁽³⁵⁾に選挙権を与える普通選挙を否定した。そして年齢・財産・学芸条件を満たす者に選挙権を与えることとし、年齢条件としては満21歳以上の壮丁、学芸条件では法律の学士、海陸軍士官、文学に通ずる者を挙げており、これも前後期を通じて変化はない。

前期と後期で異なるのは、財産条件である。まず前期についてみていく。小野は「読詔余論」において、各府県の人民のうち「三分の二」に選挙権を与えることを目的として、「農にして田地何段を所有し或は何段を当りて耕作する者、商工にして何間間口に裏行何間の家敷を所有し或は何間間口に裏行何間の家敷を借り十二ヶ月以上之に居住する者（本県の貫属寄留の人を問はず）」⁽³⁶⁾に選挙権を与えることを主張した。各府県の実情に応じて「何間」かが決定される。この小野の案について、阿部は「小作・店借層にも選挙権を与えるこの案は当時にあってはすぐれて進歩的」⁽³⁷⁾と評価している。「議案批評 三新法」でも、小野はほぼ同様の主張を行なっている。

この財産条件は、所有田地や居住家屋の広さを条件として含んでいる点で、たしかに“財産”条件ではある。しかし「農」「商工」という条件も付されているため、これは財産条件であると同時に、“職業”条件でもある。つまり「店借」に関していえば、一定の広さの「家敷」に「十二ヶ月以上」居住し、かつ「商工」であるという条件を満たす必要がある。これがすくなくとも前期における小野の「中等人」の境界線の下限であり、その境界線以下が「下等人」であったといえるだろう。

なお前期にあたる1880（明治13）年には、小野は「誰言_国会之開設尚早_乎」（草稿執筆は1876年）において「参政の権理」に触れ、次のように論じている。いまの「邦人」は「参政の権理」を願っており、かりに「代議の政」を維持する能力がなくとも、その能力を「成長」させることは難しくない。たしかに人びとの多くは「卑屈」だが、それは「武門圧制」の「余毒」によるものであるから、これを脱して「自治の精神」を「発達」させていかなければならない。そのためには、人びとに「参政の権理」を与え、徐々に自治の能力を身に付けさせることが「急務」である⁽³⁸⁾。小野はこのように主張し、「国字単用」論でもそうであったように、民衆の成長に対する期待を繰り返し表明していたのである。

さて後期の『国憲汎論』では、地方自治制に関するいくつかの点について小野は「明白に後退」⁽³⁹⁾したとされる。そのうち財産条件に関しては、人口3分の2という数字のかわりに、「過半数」を検討の対象としているのである⁽⁴⁰⁾。ただし、小野は遠回しな表現を用いているが、財産条件に関して職業としては農工商以外には挙げておらず、この点では変更がなかったと考えられる⁽⁴¹⁾。また、前期に述べていた「何段」「何間」「所有」といった条件について、後期には触れていない。そのため、前期と同様に「店借」にまで選挙権が与えられるかどうかは、すくなくとも小野自身の言葉からは判然としない。

前期から後期にかけてのこのような変化について、阿部は、前期は「下層民の中の上位部分をも

含めた」が、後期には、「下層住民の利害、立場はほとんど考慮されていない」⁽⁴²⁾と述べている。さきに引用した「小作・店借層」という阿部の指摘とあわせて考えれば、「下層民」「下層住民」とは、「小作・店借層」を指すと思われる。

だが「小作・店借層」を、小野は後期になって政治的主体から除外したとすることは、はたして妥当であろうか。換言すれば、「小作・店借層」が「下等人」であったとすることは可能なのだろうか。

実はこうした点について、多くの先行研究は具体的に述べていない。「店借」といった歴史的実体を指すことばの代わりに、小野が用いた「貧民」「賤民」「愚漢」といった主観的なことばを用いるだけで、その内実を客観的に問うことはなかった。つまり「中等人」とは、「下層」「貧民」「賤民」をのぞいた「民衆」「農工商」であると述べるにとどまり、「貧民」「賤民」と、それ以外の「民衆」あるいは「農工商」とが、同時代においてどのような社会構造のもとに置かれ、どのような区別をなされていたかについて追究することはなかったのである。その結果として、「中等人」は「農工商」とされるにもかかわらず、その実体は小野の言説に沿って理念的に描かれるにとどまっていた。しかし、「日本の将来を、現実感覚で幅広く見据えて議論を展開」⁽⁴³⁾したとされる小野が、「中等人」をたんなる理想としてのみ述べたとは考えにくい。そして次節で検討するように、従来問われることのなかったこの点にこそ、小野の真に「進歩的」な性格が隠されているように思われるのである。

3-2 「中等人」の実像

では、「中等人」の内実とはいかなるものであったか。本節では、前節で取り上げた選挙権付与条件を手がかりに、小野の活動拠点であり、それゆえに民衆の状況について知悉していたであろう東京府を例として、「中等人」の実像を明らかにしていきたい。

まず、人口の3分の2以上の人民に対して選挙権を付与するという主張において、「農」「商工」という限定があった。学芸条件における法律の学士、海陸軍士官、文学に通ずる者については、その数が農工商に比してごく僅かと推定されるため考察から除外するとして、では農工商だけで各府県の人口3分の2に達するだろうか。農民層が多い地域であれば十分にその数に達すると考えられるが、商工業者が多数を占める都市部（ここでは東京府）ではどうだろうか。

東京15区の1882（明治15）年における職別人口は、農896人、工5万4,057人、商7万6,096人であり、かりに一家4人とすると、農工商で合計52万4,196人となる。同年の15区の総人口が88万5,445人なので、総人口に占める農工商の割合は59%となり、農工商で人口の3分の2近くを占めることが可能である⁽⁴⁴⁾。

さらに財産条件についてみると、「商工」に関して、小野は「何間間口に裏行何間の家敷を所有し或は何間間口に裏行何間の家敷を借り十二ヶ月以上之に居住する者」と述べていた（なお15区における農民数は少数であるため検討の対象外とする）。ここで「家敷」の所有形態をみれば、「家

敷を所有」は「表店」(地借)、「家敷を借り」は「裏店」(店借、床借)に相当する⁽⁴⁵⁾。

表店とは表通りに面した住居兼店舗であり、商人は通常表店に住んでいた。表店は地主から借りた土地に、みずからの資金で家屋や土蔵などを建築するため、「地借」とも呼ばれる。それに対して裏店は、土地も家屋も賃貸であることから、「店借」等と呼ばれることもある。裏店は、店舗を必要としない職業の者の住まいであった。裏店の職業は、大工や左官など建設関係の職人と人力車夫の2つが代表格であり、その他には棒手振などの小商人や車力などが含まれた⁽⁴⁶⁾。つまり商工層についていえば、商人は表店、職人は裏店が主であった。そして職人の収入は人力車夫などに比べて比較的高かったと考えられており⁽⁴⁷⁾、裏店の中・上層には職人が多かったと思われる。

表店と裏店の1869(明治2)年における人口は、表1のとおりである。比率で見れば、表店と裏店はほぼ2対3の割合である。表1の「総人数」の約50万人という数字は1869年の調査結果であるため、1882年の15区総人口約89万人とは大幅に異なっている⁽⁴⁸⁾。しかし表店と裏店の比率は、たとえば1875(明治8)年の時点で、「家数が十軒あるとして其内地主様が一軒表店が三軒裏店が六軒」(『読売』1875.1.28.)と述べられているように、一定の期間にわたって大きな変化はなかったと考えてよいだろう。つまり1882年の時点で、人口の5分の3、約54万人が裏店層であったと推定される。

表1 東京府の貧富別人口(1869年)

総人数		503,700余人
内 富民	地主地借	196,670程
貧民	床借	201,760程
極貧民	同御救戴候者	103,470程
極々貧民	同教育所入相願候者	1,800程

(出典)『東京市史稿』市街篇第50 685

ここで小野のいう人口3分の2以上という数値を、表店と裏店の人口に重ねてみると、選挙権が与えられるのは、表店のすべてと、裏店のほぼ半数である。さらに、小野が後期において検討した「過半数」についても同様に計算すると、表店に加え、裏店のすくなくとも6分の1には選挙権が与えられることになる。そしてかりにこの裏店の6分の1を除外すると、選挙権を与えられる人数は「過半数」を大幅に割り込んでしまうのである。このことは、小野は後期においても依然として、裏店の職人層に対する選挙権付与を考えていたことを示しているのではないだろうか。すなわち小野は、選挙権をもつ政治的主体としての「中等人」に、裏店の職人も含めていたと推定しうるのである。

さらに小野は、裏店の職人とは明言していないが、明らかに彼らに対する呼びかけとなる文章を残している。それは『読売』に掲載された「神田児の胆玉猶ほ小さし」という次のような論説である。

神田の祭礼は世のうはさにも云ふ如く三十年来の大祭にて、四十本余の山車、式拾本に近き踊家台を引出し、如何にも豪氣にて……併しながら……居士の考へにては、斯様な三日坊主の

事に神田児の胆玉の大きさを顕はし自慢するよりは、今少し永が続きのする事に神田児の力を入れ、その胆玉の真実に大なることを示し度思ふなり……第一、永々の山車を作れ。第二、永々の御神燈を掲ぐべし。永々の山車とは外では無し、学校の事なり……又永々の御神燈と云ふも外でなし、我が子や娘の智識を光らすことなり……就ては居士は神田児に相談あり。来年否な更来年の御祭にも今年に劣らぬは勿論、今一層憤発して成るべく多く金を出し、その金は成るべく丈け少なく三日坊主の山車や御神燈に遣ひ、半額か又は今少しも多く残金をこしらへ、その残金を諸学校の入用に寄付し、永々の山車を出来へ、永々の御神燈を掲げ度希ふなり(1884.9.19.)⁽⁴⁹⁾

「神田児」とはいわゆる「江戸ッ子」の代表格であり、大工や左官など裏店の職人がその中心的存在である。その「神田児」に対して、「豪気」な「胆玉」を「三十年来の大祭」という「三日坊主の事」に費やすのではなく、「今少し永が続きのする事」すなわち「学校」建設と「我が子や娘の智識を光らすこと」に用いることを「希ふ」というのである。「神田児」に投げかけた小野のこの言葉に、仮名による教育や選挙権付与によって民衆が成長することを期待したのと同様の信念を読み取ることは、それほど難しいことではないだろう。このように後期に至っても、小野はなお裏店に対する希望を捨ててはいなかったのであり、裏店も含めて小野は「中等人」「中等以上の人民」ということばを用いたのだと考えられるのである。

しかし、裏店を「中等」と呼ぶことは、この時期にはほとんどみられないことだった。たとえばさきの「神田の祭礼」については、小野だけでなく、自由党の機関紙である『自由燈』も取り上げている。『自由燈』は「神田祭の再興を聞て感あり」と題した社説において、「活発の気風」を備えた「江戸ッ児」は、「精神智識」を運用する能力があり、「撰挙権拡張の為め」にロンドンのハイドパークに集まった「十万人の労力社会」を再現することも不可能ではないとして、「江戸ッ児民権回復」への期待を表明した(1884.9.14.)。そしてこの社説を書いた「無位真人」は、別の日に「平等を唱ふる我党にして苟も財産選挙の弊害を絶んとせば是非下等社会の眼をあけて政治の思想を其脳髓へ吹き込まなければならぬ」(1884.8.19.)と述べているように、『自由燈』の記者にとって「江戸ッ児」=職人とは「下等社会」であった。

さらに、こうした認識は『自由燈』のみにみられるものではなかった。本稿の冒頭で述べたように、1870年代末には“小新聞”は職人を「下等社会」と呼ぶようになっていた。これ以外にも拙稿で触れたように、裏店は町政からさえも排除されるケースがあり⁽⁵⁰⁾、また1880年代から90年代にかけて新聞などで用いられた「下等社会」ということばが、人力車夫や職人を指しているという指摘もあった⁽⁵¹⁾。そして1900年代に入っても、「職人は下等と見られている風があつた」⁽⁵²⁾という職人自身の証言もある。職人を含めた裏店を「下等社会」とすることは、当時であってきわめて一般的であった。つまり小野が、一部ではあるが裏店を政治的主体としての「中等人」に含めていたことは、裏店を「下等社会」とする同時代の通念に反することだったのである。

このように、東京府を例としてではあったが、小野が構想した「中等人」=「農工商」には、家

屋を所有する表店だけでなく、土地も家ももたない裏店の一部も含まれていた。従来の研究において、「貧民」「賤民」と呼ばれ「中等人」から除外された存在が、裏店を意味していたかどうかはわからない。しかし小野が、「中等人」に「下等社会」すなわち裏店を含めていたことは、裏店のかなりの部分が職人すなわち「工」であったことより生ずる、必然的な帰結だったのである。小野のこうした姿勢は、前期の1870年代にとどまらず、後期の1880年代までほぼ一貫していたといえよう。そして小野が、「下等社会」と呼ばれた裏店への選挙権付与を主張したことを「進歩的」と評するならば、それは前後期を通じた評価とすべきと思われるのである。

4. 結論と課題

以上、小野にとっての「中等人」が、具体的にどのような階層を意味していたかについて、可能な限り歴史的事実態に即して論じ、その意義を再検討してきた。まとめれば、まず第2章において、先行研究が提示してきた政治的主体としての「中等人」＝「農工商」という構図を批判的に検討し、さらに独自の視点から検証することで、その構図が誤りでないことを確認した。そして第3章では、とくに小野が述べた選挙権の付与条件を検討することによって、「中等人」と「下等社会」の境界をより明確に捉え、それを実際の社会構造に対照させた。その結果、「中等人」には資産を有する表店だけでなく、当時「下等社会」と呼ばれた裏店の一部が含まれていることが明らかとなった。これは従来の研究において軽視されていたことであり、小野の階層認識はこの点において再評価されるべきであると考えられる。

そしてこの結論は、あらたに2つの問題を提起しているように思われる。ひとつは、裏店が土地も家屋も所有しない階層だったことである。全体としてみれば、「中等人」の過半は表店以上の階層であり、裏店はその一部を占めるにすぎない。だが裏店を、資産を有しない「プロレタリアート」であるとするならば、「中等人」には「プロレタリアート」が含まれることになる。このことは、「ブルジョアジー」を代弁したとされる小野の思想に、これまで論じられなかった側面があることを示しているのではないだろうか。

もうひとつは、上記に関連することだが、小野の「中等人」と、『自由燈』がその思想を広めようとした階層との関係である。第3章で引用した『自由燈』は、「財産選挙の弊害」を絶つためには「下等社会」が「政治的思想」をもたなければならないと主張したが、その「下等社会」には裏店の職人が含まれていた。そして小野もまた、裏店の職人を政治的主体である「中等人」に含めていた。さらに『自由燈』が、職人をイギリスの「労力社会」に比す一方で、小野が自説の展開にあたって引用した高田早苗の文章でも、「職人・工夫の類」を「労働社会」⁽⁵³⁾であるとしていた。これらは、小野が政治的主体として期待した「中等人」と、『自由燈』がその政治意識を喚起しようとした「下等社会」とが、裏店の職人すなわち「労働社会」において重なり合っていた可能性を示唆している。そしてこのことは小野と『自由燈』の関連にとどまらず、改進黨と自由党の支持階

層の問題につながっているようにも思われる。

しかしこれらの問題は、すでに本稿の範囲を大きく超えており、また筆者の力量からもこれ以上論ずることはできない。ここでひとつだけいいうことは、本稿の冒頭で述べたように、階層構造の転換期においては、階層認識もまた変動し、それゆえに人びとの階層認識は多様な形態をとって現れるということである。つまり、小野の「中等人」に示されたような階層認識が、近代初期という時期においてはかならずしも例外的とはいええない可能性も残されているのである。そしてこの時期の階層認識に関する研究が乏しいことを考えれば、こうした点を明らかにするためには、近代初期における人びとの階層認識をさらに追究していくことが必要であり、筆者の今後の課題もそこにあるといえる。

<注>

- (1) 『小野梓全集』第5巻 92
- (2) 大日方純夫(1991)『自由民権運動と立憲改進黨』早稲田大学出版部 152
- (3) 園田英弘・濱名篤・廣田照幸(1995)『士族の歴史社会学的研究』名古屋大学出版会 21
- (4) 拙稿(2010)「1870年代の小新聞における「下等社会」と階層認識」『マス・コミュニケーション研究』76
- (5) たとえば、飛鳥井雅道(1984)『国民文化の形成』筑摩書房、米原謙(2003)『徳富蘇峰』中央公論新社、梅津順一(2001)『「文明日本」と「市民的主体」』聖学院大学出版会など。
- (6) 江村栄一(1971)「自由民権派の経済論」『経済志林』39(1・2) 278
- (7) 栄沢幸二(1980)「小野梓」『日本の国家思想 上』青木書店 184-185
- (8) 鹿野政直(1973)「“平民”小野梓の思想」『明治文学全集12』筑摩書房 432
- (9) 澤大洋(2005)『小野梓の政法思想の総合的研究』東海大学出版会 314
- (10) 間宮國夫(1982)「小野梓の経済思想」『早稲田法学』57(3) 180
- (11) 間宮(1982)同上論文 171
- (12) 他にも「新しい日本の担い手として小野が期待した農・工・商の平民全般」(中村尚美(1989)『小野梓』早稲田大学出版部、208)といった言及もある。
- (13) 吉井蒼生夫(1996)『近代日本の国家形成と法』日本評論社 264-265
- (14) 中村尚美(1977)「小野梓の国憲論・国会論」『社会科学討究』22(3) 273
- (15) 栄沢(1980)前掲論文 184
- (16) 木下恵太(2002)「最近の小野梓研究動向点描」『早稲田大学史記要』34 222
- (17) 安在邦夫(1992)『立憲改進黨の活動と思想』校倉書房 170
- (18) 大日方(1991)前掲書 176-178
- (19) 勝田政治(2000)「民権運動家の民衆像」『近代移行期の民衆像』青木書店 214-227
- (20) 読売新聞100年史編集委員会編『読売新聞百年史』読売新聞社 160
- (21) 勝田政治(2010)『小野梓と自由民権』有志舎 56
- (22) 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局 72
- (23) 山本(1981)同上書 76-91
- (24) 山本(1981)同上書 402-403の表を参照。
- (25) 『小野梓全集』第4巻 313-315

- (26) 『小野梓全集』第3巻 197
- (27) 『小野梓全集』第3巻 63
- (28) 『小野梓全集』第4巻 316-323
- (29) 『小野梓全集』第4巻 554-555
- (30) 「我が」の意味について、たとえば「我国」ということばは、『日本国語大辞典 第二版』によれば、「自分の国」と「われわれの国」という2つの意味を含んでおり、「我が」には一人称単数・複数両方の意味があることがわかる。
- (31) 『小野梓全集』第5巻 92
- (32) 『小野梓全集』第3巻 5-12
- (33) 勝田もまた、小野が「立憲政体の意義を説くときは、民衆の政治的成長を主張」したと述べ、民衆の成長を小野が期待したことを指摘している(勝田(2000)前掲論文 235)。
- (34) 阿部恒久(1983)「小野梓と地方自治」『早稲田大学史記要』16 32
- (35) 『小野梓全集』第2巻 361
- (36) 『小野梓全集』第2巻 363
- (37) 阿部(1983)前掲論文 36
- (38) 『小野梓全集』第3巻 107-110
- (39) 阿部(1983)前掲論文 36
- (40) 『国憲汎論』において、小野は「過半数」を確言していないため、従来の研究でもやや見解が分かれている。荻原隆は、「(やや明確を欠くが)その過半数から三分の二くらいにと多少後退させている」(荻原(1996)『天賦人權論と功利主義』新評論 209)と述べている。また勝田は、「『国憲論綱』における「国内の人民」三分の二以上という数字を掲げていないところから、それよりも狭めて考えていたものと思われる」(勝田(2000)前掲論文 227)としている。しかしいずれも小野が「三分の二」を極端に減じたとは捉えておらず、筆者も小野がすくなくとも「過半数」を想定していたと考えている。
- (41) 『小野梓全集』第1巻 239-240
- (42) 阿部(1983)前掲論文 54。ただし阿部がこのように述べる理由として、「過半数」へと「後退」したこと以外に、演説や『読売』の論説の内容も挙げている。
- (43) 佐藤能丸(1997)『異彩の学者山脈』芙蓉書房出版 12
- (44) 農工商の各人数および15区総人口は、小木新造(1979)『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会 37、50ページの表による。
- (45) ただし店借には「表店借」という、表店に近い階層も存在した。
- (46) 石塚裕道(1991)『日本近代都市論』東京大学出版会 33-34。なお棒手振などは機能的には商業だが、当時の慣例では雑業に含まれた(斎藤修(1987)『商家の世界・裏店の世界』リプロポート 108-109)。
- (47) 小木(1979)前掲書 258-262
- (48) 1869年に調査対象となった朱引内と、1878年に施行された15区の範囲は若干異なるが、ここでは表店と裏店の比率の変化を検討することが主眼であるため、人口の変遷については概略をつかめればよい。
- (49) 『小野梓全集』第4巻 525-526
- (50) 大岡聡(2006)「東京の都市空間と民衆生活」中野隆生編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社
- (51) 隅谷三喜男(1955)『日本賃労働史論』東京大学出版会 107-111
- (52) 宮地嘉六著作集編集委員会編(1984)『宮地嘉六著作集』第5巻、慶友社 122-123
- (53) 『小野梓全集』第4巻 425